

2025年7月22日

株式会社 大雄

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年7月22日～2028年7月22日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標 1（職業生活と家庭生活との両立に関する目標）

有休休暇取得率を75%以上にする。

<実施時期・取組内容>

- 2025年7月～ 社員の有給休暇取得率をデータ化する。
- 2025年9月～ 会社カレンダー作成時に、有給休暇を取得しやすい工夫をする。
- 2025年10月～ 次年度の有給休暇の取得計画を各個人、各課で立てる。
- 2026年9月～ 2026年度を振り返り、目標達成に向けた計画の見直しと各部署へのヒアリングを行う。
- 2026年10月～ ヒアリングの結果を踏まえ、次年度の有給休暇の取得計画を各個人、各課で立てる。